

出生、婚姻、死亡などの戸籍に関する届出は、市役所の宿直室（市役所1階・入口は北東側）で受け付けます。市の主な施設などの年末年始の休業期間は、表のとおりです。

※12月28日(土)と令和7年1月4日(土)の市役所での土曜開庁業務は、実施しません。

年末・年始の市役所や施設などの業務	
表	
施設名	
市役所・五日市出張所	
増戸連絡所（五日市ファインプラザ内）	
五日市地域交流センター・五日市会館	
児童館・学童クラブ・子育てステーションこころの（あきる野ルピア2階）・子育てひろばいつかいち（五日市保健センター内）	
秋川流域病児・病後児保育室　ぬくもり	
秋川キララホール	
あきる野ルピア3階・4階（あきる野商工会除く）	
秋川体育館・中央公民館・五日市ファインプラザ	
市民プール（注）	
いきいきセンター	
五日市郷土館・二宮考古館	
戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）	
ふるさと工房五日市	
小宮ふるさと自然体験学校	

※図書館の年末・年始休館は、6面をご覧ください。
注 市民プール…令和7年1月3日(金)・4日(土)は、午前10時から午後5時まで開館します。

歳末特別警戒

暖房器具などを使う機会が多くなり、火災件数が増加する季節となりました。市消防団では、防火対策の一環で、12月27日(金)から30日(月)まで、歳末特別警戒を実施します。期間中、消防車両が巡回し、啓発看板の設置など、各種防火広報活動を行います。火災は、皆さんの財産を奪うだけでなく、大切な思い出も奪います。一人ひとりが次のことを心掛け、火災を出さないようにしましょう。

- 出かける前、就寝前には火の元を点検しましょう。
- 寝タバコやタバコの投げ捨ては、絶対にやめましょう。
- ガスコンロや暖房器具は、正しい方につけましょう。

▽問合せ 地域防災課防災係

浄化槽の清掃は、法律で義務付けられています

浄化槽は、浄化槽法で年1回以上の清掃が義務付けられています。清掃の依頼は、市の許可

納税などには便利な口座振替をご利用ください

20歳がスタート「国民年金」

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、保険料を納める制度です。老後の支えとしての役割だけでなく、病気やけがで障がいが残ったときの障害年金や、亡くなったときに配偶者や子どもが受けられる遺族年金など、万一のときの備えになります。詳しくは、二十歳を祝う会で配布するパンフレット「知っておきたい年金のはなし」をご覧ください。

20歳になった方には、国民年金に加入したことをお知らせします

日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金保険料納付書」などが送付されます。20歳の誕生日から約2週間程度経過しても、案内が届かない場合は、お問い合わせください（厚生年金保険に加入している方は除く）。次に該当する方は、手続きが必要です。

- 厚生年金保険に加入中の配偶者を受けた次の清掃業者に連絡してください。

▽清掃業者

- 秋川地区：㈱スリーピングサービス ☎597・6112
- 五日市地区：(有)五日市清掃 ☎596・0517

※料金は、機種・容量で異なります。

※日程に余裕を持って申し込んでください。

※下水道が未整備、供用開始されてから1年を経過していない地域で、市内に住民登録のある家庭を対象に、料金の一部を補助しています（年1回）。対象家庭には、清掃業者が補

家庭で食べ切れなかった食品 家庭から出る廃食油 回収します

回収した食品は、支援を必要とする方に提供します。また、食用油（家庭内で出たてんぶら油などの廃食油や賞味期限切れの油）も回収します。

食品ロス対策、フードドライブ

未開封で包装や外装が破損していないもの、生鮮食品以外のもの、令和7年2月25日以降の賞味期限のもの、包装や外装を

者に扶養されている方は、配偶者の勤務先へ連絡し、「国民年金第3号被保険者」該当の手続きをしてください。

- 学生や収入が少なく保険料を納めることが困難な場合は「学生納付特例制度」や「保険料免除・納付猶予制度」がありますので、希望する方は申請してください。

※必要な手続を行わず、保険料を未納にすると年金が受けられない場合があります。

▽問合せ 生活排水対策課浄化槽担当

清流保全協力員事業「市民ボランティア参加型ごみ拾いイベント」参加者募集

川ごみの現状と課題を学び、清流保全協力員と一緒に川のごみを拾いながら清流保全について考えます。

▽日時 令和7年1月26日(日) 午前10時～正午（小雨決行）

▽集合・解散場所 第3水辺公園駐車場（雨間207912付近）

他のものに移し替えていないもの（お米を除く）を回収します。

※食品ロス削減の目的で、実施しています。寄付目的での新規購入は、ご遠慮ください。

※食品の種類や状態によっては、回収できない場合があります。

※食品の提供先は、選べません。希望するフードバンク・子ども食堂がある場合は、直接、団体へお問い合わせください。

※市内の子ども食堂は、ホームページに掲載しています（子ども食堂に関することは、こども政策課までお問い合わせください）。

※市内の子ども食堂は、ホームページに掲載しています（子ども食堂に関することは、こども政策課までお問い合わせください）。

▽持ち物 基礎年金番号通知書、マイナンバーカード（お持ちでない方は、運転免許証など本人確認書類）

※学生納付特例制度の申請は、在学期間が分かる学生証か在学証明書（原本）を持参してください。

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

▽対象 市内在住・在勤・在学の方（小学生以上）

※小学生は、保護者同伴

▽定員 50人（申込み順）

▽持ち物など 飲み物・軍手・タオル・各自必要なもの

※ごみ袋やごみ拾いばさみは、市で用意します。

▽費用 無料

▽申込み方法 令和7年1月17日(金)までに、電子申請か電話で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 生活環境課

電子申請

空き家の適正管理

空き家は個人の財産です。所有者や管理者には、適切に管理する義務と責任があります。空き家（不動産）を「負動産」にしないためにも、定期的な管理をしてください。

冬場の空き家管理で重要なのは、凍らせないことです。寒い時期になると、水道管が凍結、破裂し、漏水する恐れがあります。これからの時期、水抜きや保温材の設置を行うなどの凍結防止対策をしましょう。長期間使用しない場合は、使用中止手続きなど対応をお願いします。

空き家の相続手続

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。相続などで所有者の変更が生じた場合は、速やかに法務局で手続をしてください。空き家の発生を抑制するための特例措置として、相続などで取得した家屋・敷地などを譲渡した際に、譲渡所得から3千万円の控除を受けられる場合があります。市では、確定申告の際に提出する被相続人居住用家屋等確認書の交付事務を行っています。余裕をもって申請してください。詳しくは、お問い合わせください。

▽問合せ 住宅政策課

国土交通省ホームページ

東京都廃食油回収促進事業

市ホームページ（のキッズWeb）子ども食堂

※油を持参した容器などは、持ち帰ってください（市では、廃棄できません）。

▽受付日時 令和7年1月22日(水)～28日(火) 午前8時30分～午後5時15分（平日）

▽場所 生活環境課（市役所3階）、環境政策課（五日市出張所1階）

※環境政策課は、食品のみの回収となり、正午から午後1時まででは回収できません。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

※油を持参した容器などは、持ち帰ってください（市では、廃棄できません）。

▽受付日時 令和7年1月22日(水)～28日(火) 午前8時30分～午後5時15分（平日）

▽場所 生活環境課（市役所3階）、環境政策課（五日市出張所1階）

※環境政策課は、食品のみの回収となり、正午から午後1時まででは回収できません。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係